

志木市子どももの健やかな成長に向け 家庭教育を支援する条例

志木市教育委員会生涯学習課 松永 真知子

1 はじめに

志木市は、埼玉県の南西部に位置しており、昭和45年10月26日に市制を施行しました。人口7万6000人、面積が9.05平方キロメートルの全国で6番目に小さい、水と緑、人と自然が調和した都市です。

市の中心を流れる新河岸川と柳瀬川、そして、東を流れる荒川の3本の川が志木のシンボルにもなっています。

また、江戸時代から新河岸川の舟運で栄えた商業都市として発展し、首都近郊25キロメートル圏内で、都心まで20分という好条件のため、昭和40年頃から人口も急増し、住宅

都市としても発展してきました。自然や田園風景も残されており、市の将来ビジョンに定めている「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」の実現に向けて、各分野が横断的に取り組む4つの戦略プロジェクトを展開し、「ずっと住み続けたい」「住んでみたい」と思えるようなまちづくりを推進しています。

2 条例制定に至った背景と経緯

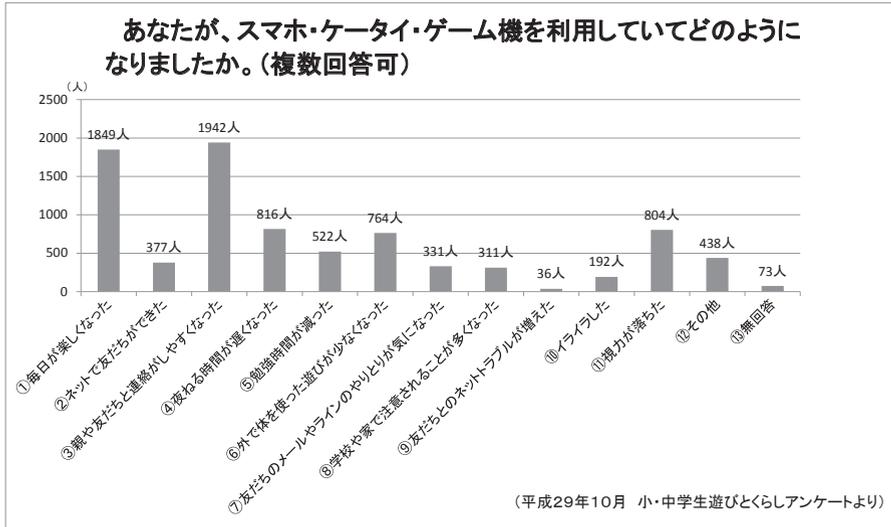
近年、子どもたちの間で、携帯電話やスマートフォン、インターネットを利用した新しい交流や遊び、またトレーディングカードゲームが流行し、それに伴う生活習慣の乱れや、ネットいじめ等の問題、さらには、子どもが

犯罪の被害者や加害者になってしまう事案が起きています。昨年、神奈川県座間市でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した悪質な「なりすまし」による痛ましい事件は、記憶に新しいところです。

志木市では、毎年、市PTA連合会による「家庭教育学級事業」において、市内全12小中学校の保護者を対象に事業を実施しており、その中で、インターネットの危険性についての講演会（NPO法人地域教育ネットワーク代表理事 笠松直美氏による講演）を実施していましたが、保護者からもインターネットやトレーディングカード等を利用した子どもの遊びについて不安視する声が多く聞

志木市は、「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」（通称「元気に育つ志木っ子条例」）を制定した（条例第3号として、平成30年3月16日公布、同日施行）。

市内の小中学生を対象に、インターネットやトレーディングカードなどの利用について、各家庭で取決めを行うことや学校・地域の責務を規定した。同様の条例は全国初となる。



かれていました。そこで、インターネット等のトラブルは決して特別なことではなく、市内の子どもにも起こり得るとの考えから、小学3年生から中学3年生の4100人を対象に「小・中学校遊びとくらしアンケート」を実施したところ、「毎日が楽しくなった」(48・5%)、「親や友

だちと連絡がしやすくなった」(50・9%)、との回答があった反面「就寝時間が遅くなった」(21・4%)、「勉強時間が減った」(13・7%)、「視力が落ちた」(21・1%)などの不適切な利用も確認されました。

さらに、ネットで知り合った人から「会おう」と誘われたことがあるかとの質問については、116人(3%)の児童生徒が「ある」と回答し、トレーディングカードについても、友達同士での売買やカードを盗まれた経験があるなどの実態を把握することができました。市としては、この結果を重く受け止め、今後、志木の子どもたちが犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、各家庭において子どもが利用する携帯電話やインターネット、トレーディングカード等に関する取決めを行うことや、学校、地域などの責務を明確にした「志木市子どもの健全やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」(通称「元気に育つ志木の子条例」)を全国に先駆けて制定しました。

この条例は、各家庭において、家庭の状況に応じて、インターネット等の利用についての取決めを行うことや、子ども、家庭、地域住民、学校、行政の責務を明確にして、市全体で子どもたちを守り、家庭教育を支援していくことを規定したものです。

3 条例内容の概要

本条例は、15条から成り、この中で市として、インターネットやスマートフォン、トレーディングカード等の利用についての取決めを含む家庭教育の支援をどのように行うかを明記しています。第1条から第8条は総論、第9条以降は各論となっています。

この条例の最大の特色は、志木市全体で、子どもたちを見守り育むことと、「子どもの努力」を規定することで、子どもが家族と一緒に取決めを行い、それを守るために努力することを盛り込んでいくところです。

まず、第1条は条例の目的、第2条は用語の定義を定めています。

この条例でいう「子ども」の範囲は、児童の権利に関する条約や児童福祉法などの18歳未満とは異なり、学校教育法第18条に規定する「学齢児童及び学齢生徒」としています。

第3条は、基本理念について定めています。家庭教育においては、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に支援・協力しながら一体的に取り組むことを定めています。

第4条は、「市の責務」について定めています。ここでの市の責務は、志木市が担っていく責務について規定しているだけでなく、教育委員会等の他の執行機関も施策を策定、実施する主体となり、市全体で家庭教育の支援に取り組みことを示しています。

また、特記すべき点として、家庭教育を支援することに対して、市全体で実施する施策及び事業は、家庭の状況に配慮をすることとし、強制ではないことを明記しています。

第5条は、家庭における「保護者の責務」について定めています。保護者は、基本理念のつとより、その子どもの教育について、第一義的責任を有することを認識し、子どもとコミュニケーションを大事にしながら、家族の役割を果たすよう明記しています。

これは、平成28年3月に制定した「志木市教育大綱」の子ども版である「志木っ子教育大綱」を理解し、①早寝、早起きなど子どもに規則正しい生活をさせること、②日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、困ったことなど相談しやすい環境をつくるとともに、子どもが自ら考え行動できるような「生きる力」の育成を図ること、③子どもの年齢や発達段階にあった、心身の発達に配慮するように努めることを踏まえ定めるところです。

また、保護者の責務においても、あくまで

家庭教育の自主性を尊重するもので、強制ではないとしています。

第6条は、家庭教育の支援に関し、「学校の責務」について定めています。

学校においても、基本理念のつとより、「保護者の責務」と同じく、保護者等と連携し、子どもの健全な成長に向けて必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を促す教育を行うために、必要に応じた措置を講じなければならぬと明記しています。

第7条は、「地域住民の責務」について定めています。地域住民は、基本理念のつとより、地域のお祭りや伝統芸能、ボランティア活動を通して、地域社会で子どもや子育て家庭が安心できる居場所づくりに努めるよう定めています。

また、地域社会が子どもの豊かな人間性や社会性を育む場所であることを認識した上で、子どもたちの良き理解者となり、地域社会全体で子どもたちを見守り育み、明るく活気あふれる地域社会の構築に取り組むことを定めています。

第8条は、「子どもの努力」を定めています。子どもにも積極的に努力させることを定めることは、全国的にも珍しいことです。今年度、子どもたちへの情報モラル教育を強化する中

で、インターネットやトレーディングカード等の利用についての取決めを家族で行い、それを守る努力をするよう促してまいります。

第9条以降は、各論になり、それぞれの立場における役割の詳細を定めています。

第9条は、「取決めの重要性に関する理解の増進等」について定めています。

この条文において、インターネットと接続する機能を有する機器の利用、トレーディングカード、その他これに類する物の取決めを行うことの重要性について、示しています。保護者とその子どもの間で取決めを行うだけでなく、それを守り利用の取決めの大切さを強調しています。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）にも「保護者の責務」として明記してあることと同じく、機器利用等が不適切に行われた場合には、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることと配慮しなければならないことを定めています。

第10条は、「インターネットの利用に関する教育の推進等」について定めています。市は、家庭におけるインターネットの適切な利用に関する教育を推進するために必要な措置

を講じます。また、保護者には、その子どもが、インターネットの利用において有害情報を閲覧(視聴)しないように努めるとともに、子どもたちにも、自らの生活を律し、日常生活に支障が生じないように、努力することを定めています。

第11条では、「フィルタリング機能を有するソフトウェアの利用の普及等」について定めています。市は、家庭において子どもによりインターネットが利用される場合における、フィルタリング機能を有するソフトウェアの利用の普及を図るために必要な措置を講じます。また、保護者については、「青少年インターネット環境整備法」の「保護者の責務」にもあるように、「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法により、インターネットの利用を適切に管理するとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。

第12条は、「情報の収集等」について定めています。市は、国・県及び市内小中学校等からの情報提供資料について収集、整理、分析を行い、必要に応じて、関係部署及び市関係団体等に情報を提供します。具体的には、保護者等を対象にインターネット、トレーディングカード等に関する講演会を実施し、市から情報提供及び収集を行います。

第13条では、「相談体制の整備、充実等」について定めています。市は、①いじめや不登校等の児童生徒のサポートを行うための教育機関である「教育サポートセンター」の相談業務との連携を図り、新たにインターネット及びトレーディングカード等の相談業務を実施することにより、相談体制の整備及び充実を図り、②市内全戸配布のリーフレット、児童生徒に配布するクリアファイル及び困ったことがあった時の相談連絡先カードを配布することにより、新たな相談業務の実施についての周知を図ります。

第14条は、「財政上の措置」について定めています。市は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう定めています。今年度の事業展開に伴う財政上の措置については、後述の4「条例制定に基づく取組」をご覧ください。

第15条については、この条例の「委任」について定めています。条例の制定において、運営上必要になる要綱を別途定めることができ、次の要綱を定めたところです。

- ①元気に育つ志木っ子事業活動補助金交付要綱(第9条の市民への必要な措置に伴う要綱)

市民の団体が、自主的に「元気に育つ志木っ子条例」の趣旨に沿った講座を実施す

る際には、補助金を交付する。
②元気に育つ志木っ子相談実施要綱(第13条の相談業務の実施に伴う要綱)

インターネット・トレーディングカード等によるトラブルに対応するための相談業務に関する要綱を定めるとともに、相談業務の内容及び個人情報取扱いについて定めています。

4 条例制定に基づく取組

条例制定の経緯でも記載していますが、情報モラル教育については、従来から保護者については、「家庭教育学級事業」の中で、また児童生徒については、各学校において、教育の充実を図ってきました。

しかし、この度の条例制定に伴い、保護者や子どもだけでなく、市全体で未来を担う志木っ子を守るための事業展開が必要であると考え、次のような取組を実施します。

- ①「家庭教育学級事業」において、インターネットを含む講座の実施等

市PTA連合会が行う「家庭教育学級事業」において、市内小中学校12校全てのPTAでインターネットを含む講座を実施します。また、それに伴う事業のアシスタントの養成講座も実施します。

- ②条例制定に伴う啓発物品及びリーフレット



リーフレット表紙

ト、相談連絡先カードの作成

条例の周知を目的とした啓発物品（クリアファイル）及びリーフレット、相談連絡先カードを作成し、市内小中学校や公共施設などで配布します。リーフレットは全戸配布するとともに、公共施設に設置し広く市民に周知します。啓発クリアファイルと相談連絡先カードは、市内小中学生に配布し活用を図ります。

③ 条例に係る自主的な事業実施への支援

社会教育関係団体等において、自主的に条例の周知とインターネットを含む講座等を実施する場合は、市から補助金を交付します。

④ 児童生徒への情報モラル教育の強化

市内全小中学校12校で、児童生徒へ条例の趣旨説明を含む情報モラル教育の講演会を実施し、インターネット等の危険性について学ぶ場を設けます。

⑤ インターネットやトレーディングカードに起因する問題の相談窓口の設置

子どものインターネットやトレーディングカード等に起因する問題の相談窓口を教育サポートセンターに設置するとともに、毎月1回の相談会を実施します。

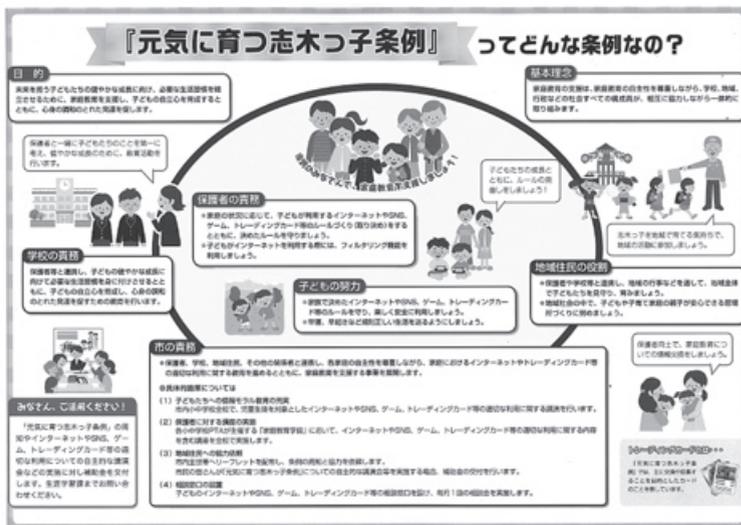
5 おわりに

この条例は、子どもたちにインターネットやトレーディングカードを使用した遊びを禁止するものではありません。子どもたちのアンケート結果にも、「友だちが増えた」「毎日楽しい」といった意見が半数以上ありました。しかし、神奈川県座間市での事件や今回の子どもたちのアンケート結果を通して、やはり危険が子どもたちの身近にあるものだと痛感しています。

現在、児童生徒を対象に、インターネットやトレーディングカードについての専門家に御講演いただいておりますが、「個人情報の流出が怖い」「今まで知らなかったインターネットの危険性について学ぶことができ良かった」などの意見が多数届いています。

今後も継続的に条例に伴う事業を実施するとともに、この条例の内容を、特に子どもと保護者によく御理解いただき、各家庭においてルール作りを行うよう強く訴えるところと

に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、市全体で家庭教育の支援の輪を広げ、子どもたちの健全育成を推進していきます。



リーフレットの内容